福祉文教常任委員会議事録

（令和７年１２月４日）

福祉文教常任委員会議事録

1　日　　時	令和７年１２月４日（木）　午前１０時２５分　開会				
2　場　　所	太子町議会全員協議会室				
3　出席委員	委 員 長	斧田　秀明	副委員長	松井　謙昌	
	委　　員	中村　直幸		岡野　秀子	
		西田いく子		辻本　博之	
		森田　忠彦		早瀬　和信	
		濵地　知英			
	議　　長	村井　浩二			
4　欠席委員		―――――			
5　説 明 員	町　　長	田中　祐二	秘書政策課長	小南　考弘	
	副 町 長	村岡　篤	企画担当課長	田中　信幸	
	教 育 長	中道　雅夫	総務財政課長	岡本　啓子	
	政策総務部長	小角　孝彦	会計管理者 兼会計課長	辻中　一嘉	
	まちづくり推進部長	鳥取　勝憲	福祉介護課長	辻本　知也	
	健康福祉部長	木村　厚江	いきいき健康課長	田村　尚子	
	地域活性化推進 担当部長	堀内　孝茂	保険医療課長	辻野　剛宏	
	教育次長	東條　信也	生涯学習課長	松岡　健一	
6　議会事務局	事務局長	正野　正	書　　記	山本　夕芽	
7　傍 聴 者		―――――			

8　会議に付した事件

（１）議案第41号　二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件

（２）議案第44号　令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

（３）議案第45号　令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）

午前１０時２５分　開　会

○斧田委員長　皆さん、予算常任委員会に続きまして、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長　福祉文教常任委員会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、先ほど開催されました予算常任委員会に引き続き本委員会にもご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第４１号、二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件の１件、予算案といたしまして、議案第４４号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）ほか１件、以上合わせまして、３件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○斧田委員長　本日は全員出席しておりますので、会議は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件１件、補正予算案件２件の計３件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第４１号、二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○松岡生涯学習課長　それでは、私のほうから議案第４１号、二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例ですが、国指定史跡である二子塚古墳を適切に保存するとともに、住民の皆様が歴史文化に触れ、郷土への理解と愛着を深めていただける場として史跡公園の条例を設置し、その管理運営に必要な事項を定めるものでございます。

内容でございますが、第１条、設置では、二子塚古墳を保存し、住民が歴史に親しむ場として活用するため、二子塚古墳史跡公園を設置することを定めています。

第２条、名称及び位置では、公園の名称を二子塚古墳史跡公園とし、所在地を太子町

山田の関係地番により規定しております。

第３条、施設では、公園には管理棟、二子塚古墳本体、その他公園施設を設置することとしています。

第４条、管理では、公園の管理は教育委員会が行う旨を規定しております。

第５条、利用時間では、管理棟利用時間を午前９時から午後５時までと定め、必要に応じて変更できる規定としております。

第６条、管理責任では、利用中に発生した事故のうち、公園側の管理上の瑕疵によらないものについては責任を負わないことを明記しています。

第７条、許可を要する行為ですが、公園の秩序と安全を確保するため、行商・出店、営利目的の撮影、興行・イベント、公園の独占利用等の行為は許可を必要とすることとしております。

第８条、禁止行為では、公園の秩序と安全確保のため、施設損傷、植物採取、火器使用、車両の無断乗り入れ、騒音など１３項目の禁止行為を定めています。

第９条、入園の制限では、秩序維持のため、暴力団関係者など、危険性や迷惑行為のおそれがある者には入園拒否・退去命令ができる規定としています。

第１０条、損害賠償では、公園内設備を損傷・滅失した場合には、損害賠償を求めることができるとしています。

第１１条、委任では、施行に必要な細目は教育委員会が定めるものとしています。

最後に附則の施行期日でございます。

本条例は令和８年４月１日から施行することとしております。

以上、本条例案の説明とさせていただきます。何とぞご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○斧田委員長　ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○西田委員　平成２８年度から始まって、これ、できるのはいつを予定しているんですか。

○松岡生涯学習課長　平成２８年度から事業を開始しております。この間、基本設計、実施設計で実際本体工事を進めております。今年度につきましては管理棟工事をしております。事業については国費見合いで、国費につきましては、これまでの実績から大体４

割弱しか入ってこないという状況を踏まえて、今後の予定としましては、令和１１年度末に竣工するという予定としております。

○西田委員　いや、何か慌てて附則で令和８年４月１日からとなっているのだけれども、ではなくてもいいような気がするのだけれども、来年４月となるのはなぜですか。

○松岡生涯学習課長　今説明しましたように、管理棟には、展示施設のほか、男女のお手洗いと、あと、多目的トイレを設置しております。施行期日を８年４月１日としておりますのは、実際にこのトイレ等が使えるのが来年度当初になりますので、それに合わせて、施行期日については令和８年の４月１日としております。ただ、供用開始の部分については、ちょっと切り離して考えていただいて、それ以外のところはまだこれから整備するというような状況でございます。

○西田委員　トイレを造るとか、何時から何時までだったかな、５時までだったっけ。そういうのが決まっているではないですか。和みの広場を造ったときも、入り口にロープを張ったほうがいいの違うかとか、いろいろあったんですが、まだ完全にはいかないにしても、どう管理する予定なんですか。もう夜は入れないようにするということですか。

○松岡生涯学習課長　管理棟につきましては、一応、展示施設については、もう９時５時でシャッターが閉まります。ほかのトイレにつきましては、２４時間使用できるので、管理棟のところまでは入ることが可能になります。管理棟の、実際この本体なんですけど、そこについては、ちょっと柵等をさせていただいて入れないように対応しようというふうに考えております。

○西田委員　イメージ、和みの広場は建物がなくて、誰がそしたら鍵閉めていくねんというような話もあって、地域の自治会の方、町会の方がやってくれるのだったらチェーン張ってくれてもいいですだけど、いや、そんな管理はできませんというので今なりましたけど、管理棟はそうやって鍵の開け閉めするということで、誰か人を置くんですか。

○松岡生涯学習課長　展示施設自体はもう自動シャッター、オートになりますので、人は配置する予定はございません。

○西田委員　それと、やっぱりそういうところには絶対トイレが欲しいということで、今回、聖和台だったら、防災面も含めて、避難所だからトイレというのもありましたけれども、今後やっぱり子どもたちが遠足がてら来れるトイレが必要という意味では、設置、今何ぼか造るということなんですが、管理棟を閉めるともうトイレも使えないようにするんですか。そんなに夜遅く来るようなところでもないし、トイレって人気のないとこ

ろは、あってうれしいですけれども、片方で性犯罪なんかも気になるので、この場合のトイレは管理棟を閉めたら使えないトイレになるんですか。

○松岡生涯学習課長　管理棟の中のトイレの部分なんですけど、一応２４時間使えるということで。ただ、防犯上の問題があるので、防犯カメラも併せて設置するというふうに、現在の工事ではそういう内容となっております。

○西田委員　間があるので、ちょっと考えてくださったら、和みの広場でもいかがなものかなと思うけど、車通りもあって、民家も近所にあってだけど、ここはそうと違いますものね。ちょっとそれで、どこにどういうふうに建つかというのも分からないので、どういう、設計とかまだ出てないにしたって、この管理棟を置く辺りはこういうふうな整備をしますよという図、絵面なんかありましたら、また教えてくれて、配ってくれたらと思いますので、よろしくお願いします。

○斧田委員長　ほかにございませんか。

○森田委員　第８条か、公園の利用において次に掲げる行為はしてはならないというので、１２番に物品販売、集会、政治的行為とか書いてあるのだけれども、こういう大きい広場だから、何かイベントとか何かをする機会があるのではないかと思うので、ちなみに、和みは物品販売は禁止しているところですか。物品販売をやっているけれども。だから、これは何か例外か何かを入れてもいいの違うかなと思いますけれども。

○松岡生涯学習課長　基本的には、和みの位置づけと今回の史跡公園との位置づけが若干ずれていますので、基本は住民の方の太子町の歴史を深めていただく場と、あとは憩いの場であったり、あと、これから歴史関係のイベント等を開催するという形になります。ですので、基本は物品販売等はちょっと考えてないんですけれども、ご意見を頂戴していますので、今後、実際に運営してみて、令和１１年度末完成予定なので、その辺りはちょっと考えていきたいとは思います。

○中村委員　先ほどのお手洗いの件で確認なんですけれども、施設そのものが時間で閉める。それと、２４時間トイレのみは開けるということの発言だったと思うんですけれども、これは公園法か何かで、２４時間使わなきゃいけないという形のものがあるのでしょうか。

○松岡生涯学習課長　すいません。公園法とかまではちょっと記憶にないんですけれども、実際のところ、運営の中で、２４時間都市公園等はトイレを使えるような状態になっています。それに倣い史跡公園におきましてもトイレが使えるようにはしてあります。た

だ、何もない、近所に何もその建物とかがないような場所ですので、先ほどもちょっと申しましたように、防犯上の観点から一応防犯カメラで監視をさせていただくというふうには考えております。

○中村委員　防犯カメラということなんですけれども、これは具体的に行為があったそのものを後から追っかけて調査するということであれば、防犯的な形になろうかと思うんですけれども、これがもっと何というんですか前に進むような、行為が行われる状態を後から追っかけてもどうにもならないという観点から、ライブカメラで常に見るというものであれば、未然に防ぐということは可能だろうと思うんですけれども、実際に公園とはいえ、夜になると本当に公園に何しに行くんですかというような、人気の少ないところにあると思いますので、私の個人的な考えですけれども、やはり道路からも離れていますし、非常に警備というんですか、そういったことの難しい地域になるので、できれば管理棟が閉まった時点でトイレも閉めるというのはいかがなものかなと思いますので、私は使えないようにするほうがいいのではないかなというご意見としてしますけれども、そこらはどうでしょうか。

○松岡生涯学習課長　ご意見いただきまして、確かに大きな道から離れて奥のところになりますので、管理、防犯上の問題は確かにあろうかと思います。今現在は、都市公園の例に倣って２４時間トイレを開けるというふうな方向で今回条例を組み立てておりますけれども、実際に運営するに当たって、状況的なものを見ながら今後対応させていただくことになろうかというふうには考えております。

○中村委員　いや、事が起きたら閉めようかという考えでいいんですか。

○松岡生涯学習課長　事が起きたらという前には、今現在まだ１２月ですので、実際に供用開始するまで3か月ありますので、ちょっと内部のほうで検討させていただきたいと思います。

○中村委員　防犯上の問題からいって、若い子辺りが和みの広場も相当遅くには、遅くなったら来るというたちが多いというのも、私も結構夜中回ってみるんですけれども、やはり、和みの広場でも、吸い殻の問題とか、空き缶の問題とかというのは結構若い方がみえているというふうに思っておりますので、やはり慎重にご検討願いたいとお願いいたします。

○斧田委員長　ほかにございませんか。

○松井委員　第３条なんですけれども、この条例から考えたら、この１、２、３の順番、

二子塚古墳を１番にして、２番を管理棟のほうがたたずまいとして何かいいようなような感じもするんですけど、何かこのこういう順番というのは決まりがあるものでしょうか。

○松岡生涯学習課長　特に順番はないのですが、現在管理棟を造っていますので、一番最初に管理棟を供用するような状況となっています。今回は、３条の第１号ですか、それについては、管理棟を供用開始するという意味合いで１番目に入れております。

○松井委員　今はそうなんだけど、あと出来上がった、全て出来上がった後で全部を見たら、ちょっと順番としてどうかなという気はするんですけど。

○松岡生涯学習課長　全体的に完成するのが先ほど言いましたように１１年度末ですので、その中で、例えば今回管理棟を今年度工事しまして、供用開始するわけですけれども、実際に完成が１１年度末ということで、その中で、実際に運用をしていく間、運営をしていく中で、様々な何というんですか条例を改正しなければならない点というのは出てくるかと思います。その中で、いただいたご意見を踏まえて、検討させていただくという形を取らせていただきたいと思います。

○斧田委員長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○斧田委員長　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○斧田委員長　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４１号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○斧田委員長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第４１号、二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第４４号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻野保険医療課長　議案第４４号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算

（第２号）について、内容のご説明を申し上げます。

ファイルナンバー０２４４０１、令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）でございます。

それでは、令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算書の１頁をお願いします。

第１条の歳入歳出予算の補正でございます。

第１項、予算の総額でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億２千７５７万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１６億１千３３５万４千円とするものでございます。

歳出予算から説明させていただきます。補正予算書の８頁、９頁をお願いいたします。

２款保険給付費、１項療養諸費、１目療養給付費、事業別区分１の療養給付費で、補正額９千６８４万４千円の増額、同款、２項高額療養費、１目高額療養費、事業別区分１の高額療養費で、補正額３千７３万円の増額は、当初見込んでおりました保険給付が予算額を上回ることが見込まれるため補正するものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の６頁、７頁をお願いいたします。

４款府支出金、１項府補助金、１目保険給付費等交付金、補正額１億２千７５７万４千円の増額は、１節普通交付金で歳出に計上しております保険給付費に係る財源措置でございます。

以上で、議案第４４号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○斧田委員長　ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○濵地委員　療養費と高額療養費、どちらも補正が入っておりまして、それなりの額が上がったのかなと思うんですが、主な傷病名、どのような傷病名の方がおって、このような額になっているのか、その要因を教えていただけますでしょうか。

○辻野保険医療課長　当初補正予算で計上しておりましたときは、令和６年度の分を参考にさせていただいておりまして、今現在令和７年度途中ではございますが、全体の医療

費に占める割合を比較させていただきました。入院におきましては、脳梗塞や脳出血、大動脈瘤などの循環器系の疾患が２０％で変わらなかったんですけれども、いわゆるがんと呼ばれる悪性新生物が２０％から２５％に増加しておりまして、この２つで半数近くを占める状況でございます。外来でも悪性新生物の割合が１３％から２０％に増加しておりますが、いわゆる生活習慣病と言われております糖尿病や脂質異常症などの内分泌疾患は１４％から１２％に減っており、今後も生活習慣病に重点を置いた特定健診や特定保健指導、また、各種がん検診の受診率の向上を図り、健康寿命の延伸を考えていきたいと考えております。

○濵地委員　ありがとうございます。それなりの額が上がっていると思いますので、どのような要因でそうなったのかというのは、今後も調査していく必要があるかなと思います。また来年度も変わってくる、上がってくるかと思いますので。

○斧田委員長　ほかにございませんか。

○西田委員　本当に増えたのはどちらも保険給付費で、病気にかかる方が増えた、お医者さんにかかる方が増えたと、そういうふうに増えたら保険料が上がるの違うのかと思うんですけれども、イコールではないんですね。

○辻野保険医療課長　令和７年度の府内全体の状況というのはまだ出てきておりませんので分かりませんが、もし太子町と同じように府内全体の市町村が医療費が上がっておりましたら、当然保険料に跳ね返ってきますので、保険料は値上がりするかとは考えておりますが、太子町だけが増えているようでしたら、太子町だけに負担がかかることはなく、広域化をしておりますので広域化全体で割るということになりますので、太子町の被保険者だけがかぶるものではございません。

○西田委員　だと思います。最初に令和６年度分を参考にして太子町はこれだけだと思っていたのが、インフルエンザもはやっているし、そうやって高額な方も、がん患者が増えているということもあって、こんだけ増えましたという。だから、うち増えたから、次の年度、みんな混ぜたときに大阪府全体で保険料が上がるなと思うのだけど、逆に、うち一生懸命住民健診やっていて、いや、うちはもう余らせましたわということなっても、うち以外全部上がったら、うちが一生懸命住民さんを健康な状況にしても、保険料が上がるというのが統一のメリットの反対、デメリットになりますよね。

○辻野保険医療課長　今委員さんがおっしゃいましたとおり太子町だけが健康になりましても、大阪府内全体が、言い方は悪いかもしれませんが不健康になった場合は保険料が

上がってまいります。そのため、大阪府全体で、特定健診や特定保健指導に努めていきまして、保険料といいますか健康寿命を延ばすということで努力はしております。

○西田委員　それは最初に統一になるとき言ってましたもんね。町村ほどきっちりできているし、うちらも住民健診をまめにやっているけど、大阪市はもうほとんどそれができてない中で、だからその分加点といいましょうか、インセンティブとかちょっと整えてほしいとか言いましたけど、ならなかったら、うち一生懸命やっても、ほかが上がれば上がってしまうという欠点を抱えているのがこの統一された保険料、府内統一になった国保料の欠点だと思っております。それで、でも、下がってほしいというのが願いですけれども、これどうなりそうです。１１月２５日だったかな、大阪府市町村国保主管課長会議が開催されて、試算が出たような気もするんですが、出てたら、出てなかったら知りませんけど、このままだったら上がりそうなのか、とんとんなのか、いやいや下がりますか、ちょっと見通し出ました。

○辻野保険医療課長　おっしゃるように２５日の日に会議がございまして、まだ、現在、仮の算定の結果にはなっておりますが、大阪府内で０．２５％保険料が伸びる、１人当たり保険料が伸びるのではないかという計算になっております。

○西田委員　そこにこれ入っているかどうか分からへんけど、今、子どもの均等割、どこまでで負担割当って、国・府・町、保険者も、それはどうなっているんですか。

○辻野保険医療課長　市町村の標準保険料率、先ほど申し上げたように、今のところ仮ではございますが、その中には子ども分も含まれておりまして、所得割で０．２５％、均等割で１千６２３円計上しておりますので、この分に関しましては確実に上がってくるかと思っております。

○西田委員　今は、就学前までの均等割が国と自治体で分け分けしているのかな。それがもう高校卒業まで均等割を、これは来年度ではなくてその次になりそうなのかな。そういうことになると、これはまた保険料を上げる１つの要因になれへんのかということと、これは次の年度からやね、もう。子育て支援金、これも入ってきますよね。何で保険で賄わなあかんねんと思いますけど、子育て支援をするというのだったら国がちゃんと出せという話を保険にかぶせてくるのもどうかなと思うのだけれども、こういう高校卒業まで均等割がかぶってきて、子育て支援金がかぶってきたら、確実、保険料が値上がりする要因にはなるんですよね。

○辻野保険医療課長　委員おっしゃるとおりかと考えておりますが、子育て世帯の均等割

のほうを少なくさせていただく、その分を子育て世帯以外の方が負担していただくことになりますので、子育て世帯、今苦しんでいらっしゃる子育て世帯の方が保険料は安くなっていくのかなとは考えております。それ以外の方がちょっとかぶることになりますので、独身税などという名前もついているところではございますが、また、今後、この制度がどのようになっていくのかは注視していきたいと思っております。

○西田委員　本当は、社保とかがなくて、国保の本当にひどいところで、おぎゃあと生まれた赤ちゃんからこの均等割がかかるのどうやねんというのが、整ってはきているのだけれども、整いきらないというか、これ誰が負担するねんというところに入ってくると思いますので、それは担当の方、本当にと思っていると思いますから、国にどこまで通じるかどうかは別として、でも、子育て世代がしんどいんやというのが、やっぱり均等割で何とかしようというところになったので、やってもらって、でも自治体はまだしんどいねんというところは国がちゃんとしてやということは要望していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それともう一つ、マイナ保険証。マイナ保険証も、本当にテレビとか、ネット見てても、コマーシャルで出てくるぐらい、大変や大変や、もうなくなる、もう終わりやみたいなのやけれども、もう一回確認。何しろマイナンバーカードは任意だから、マイナ保険証は絶対つくらなければならないかというのは、そうではありませんというのを今一度確認です。

○辻野保険医療課長　今委員がおっしゃったように保険の、マイナ保険証のテレビのＣＭが流れていて、保険証を使えない、使えないということがちょっと前面に出てきております。保険医療課の窓口におきましても、混乱というところまではまだ行ってはおりませんが、やはり保険の相談に来られる方は増えてきております。

なお、先ほどのご質問にありました、マイナ保険証に絶対しないといけないということは今も変わっておりません。マイナ保険証、マイナンバーカードを持っていらっしゃらない方、また、マイナンバーカードをひもづけして、マイナ保険証としてご利用されていない方に関しましては、資格確認書というのを出させていただいておりまして、今までどおり、病院の医療を受けることができます。また、マイナ保険証の登録者数の割合のほうなんですけれども、年度当初４月時点で７０％ありましたが、９月時点で７２％となっており、２％の増加となっております。また、よく聞かれますので、マイナ保険証解除の件数なんですけれども、国民健康保険では令和７年度１３件、ただ、この

最近１か月では、解除の申請はございませんでした。

以上でございます。

○西田委員　丁寧にありがとうございます。何しろマイナ保険証を絶対持たなあかんことはないというのをもう少し丁寧に広報していただきたいんです。両方持つのもあるやろうし、本当に高齢の方なんか特にもうどないしたらいいんやろうみたいなことになっているみたいなんです。資格確認書、これがもらえるではないですか。何しろ、この後、担当の方も分かりますよね、これ。来年３月まで利用可能で、その後どないなるねんと。でも、マイナンバーカードが強制でない限りは、何かが出てこなあかん話なので。マイナンバーカードがなくてもマイナ保険証がなくても大丈夫ですよ、資格確認書がありますよという広報を広報たいしでもちょっと丁寧に、片方で、マイナ保険証をやれやれと言いながら、厚労省だったっけ、どこ、マイナンバーをつくっているところか知りませんけど、使えますよとあのウサギの絵でやっていますけど、いやいや何かネットに入らなあかんような広報よりテレビのほうが勝っていますから、皆さんを混乱に陥れている点ではちょっとひどいなと思うんですが、本当に障がい者や高齢者の方は今でも困っているではないですか。これ、本当に保険証を廃止した、医療を受ける権利を奪われるまでいっているんですよ。医療機関もトラブルで本当に困っているというのは、これ解決して、それ直していくというのは直っていたらまだしも、そのまんま推し進めようというところでは、これは本当に、これは担当でもできることなので、広報をしっかりしていただいて、どうぞと、マイナンバーカードは強制ではありませんよということは伝えてもらいたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

○辻野保険医療課長　マイナ保険証がもう完全に今前面に出てきておりまして、後期高齢の方とかでしたら、マイナ保険証と保険証の紙の保険証の区別がつかなかったりもしておりますので、ちょっと、国保の補正予算の委員会の中ですけれども、後期の方に関しましては、使っていらっしゃる方にも資格確認書というのを送らせていただきまして、今現在どちらでも使えるようにはなっております。国民健康保険の方はまだ比較的若い方がいらっしゃいますので、マイナ保険証を使っていらっしゃる方には資格確認書というのは出しておりません。資格情報のお知らせというのを送らせていただいております。今後、この混乱、太子町のところはまだそこまで意見は聞いておりませんが、混乱のないよう広報ができるように頑張っていきたいと思っております。

○斧田委員長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○斧田委員長　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○斧田委員長　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４４号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○斧田委員長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第４４号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第４５号、令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻本福祉介護課長　議案第４５号、令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

ファイルナンバー０２４５０１、補正予算書の１頁をご覧ください。

第１条第１項、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ２０３万５千円を追加し、予算総額を１４億７千４６７万３千円に増額補正するものです。

それでは、８頁の歳出から説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額２０３万５千円は、令和７年度の税制改正に伴い、給与所得控除の最低保障額が５５万円から６５万円に引き上げられたことにより、令和８年度介護保険料算定において、一部の第１号被保険者の保険料段階に影響が生じることで保険料の減収が見込まれますが、介護保険事業の安定した運営に要する財源確保を目的とし、令和８年度に限り、税制改正前の給与所得控除を用いた算定とするために、事業区分２、電算管理事業においてプログラム変更委託料を計上しています。

続きまして、歳入ですが、６頁をご覧ください。

３款国庫支出金、２項国庫補助金、５目介護保険事業補助金、補正額１０１万７千円、７款繰入金、１項一般会計繰入金、３目その他一般会計繰入金、補正額１０１万８千円、

それぞれを委託料に要する財源として見積もっております。

以上で、本件内容の説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○斧田委員長　ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○西田委員　詳しく言ってくれたので、何かちょっとだけ聞きたくなったんですけど、５５万円か５６万円で上がったら、影響が現れるのは、介護保険は３年持っているから、介護保険にそのことで、入ってくると思っていたんが減る、減ろうとしているのか。いやいや、払う人が基準額とか決まっていて、これだけと言っていたのが増えようとしているのか、どういう影響が現れて、それを影響が現れないようにシステム変更だという、取られるのが増えるとか、取りっぱぐれるとか、どういう影響があるのか教えてください。

○辻本福祉介護課長　影響の内容ですけれども、今回の税制改正の影響、控除額が１０万円増える給与所得の分ですけれども、控除が増えるということは所得が減ります。減った所得によりまして、介護保険料の場合３年間は段階が変わりませんので、来年３年目になりますけれども、第９期の。国保料のように毎年見直すわけにもいきませんので、保険料自体は据置きなんですけれども、所得が変わることによって、所得が減る。減ることによって段階が下がる。段階が下がれば、保険料が下がる。トータルとして、保険料収入額が減収になるというような影響がございます。

○西田委員　まあ、いいねんけど、３年の計画だからね。でも、保険料が下がったら、住民さんは本当だったらうれしい話ですよね。

○辻本福祉介護課長　納める側はうれしい状況ではあるのは間違いないと思うんですけれども、保険事業を運営していく上で貴重な財源となっておりますので、そこに穴が空くということであれば、事業自体が運営がちょっと危ぶまれるような状況になりかねませんので、そこは今回のプログラム改正によって修正しにいくというような意味合いがございます。

○西田委員　影響が現れるのが、どっちかといったらみんな下がって、空いてしまうのかなと思うと、そういう影響額まではもう出してない。もしこれをやってしまったらというような。出してなかったらいいんですけど。

○辻本福祉介護課長　影響額まではちょっと算定できませんでした。というのが給与所得の控除のみの影響で、しかも収入額で５５万１千円以上１９０万円未満の第１号被保険者に限った範囲になります。その中の何人が段階変わるのかというような部分でございますので、シミュレーションが非常に難しい内容となっておりまして、ちょっと影響人数出ません。ちなみに、参考程度なんですけれども、６５歳以上の現在給与収入のある方、６５歳以上で給与収入ありで１９０万円未満の方が大体約７００名いらっしゃいます。ここをマックスという形で捉えていただければ結構かと思います。

○斧田委員長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○斧田委員長　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○斧田委員長　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４５号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○斧田委員長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第４５号、令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）は原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は終了いたしました。

よって、これにて委員会を閉会させていただきます。本日はどうもご苦労さまでした。

午前１１時１２分　閉　会

太子町議会委員会条例第２７条第１項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長　　斧　田　秀　明